

熊本県公報

第 1 1 6 5 5 号
平成 20 年 2 月 13 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○障害者自立支援法に基づく指定事業者の指定事項の変更	(障害者支援総室) 1
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 2
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 2
○熊本県中小企業等協同組合法施行規程の一部改正	(商工政策課) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○ " "	(") 3
○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正	(私学文書課) 3
○救急医療機関に関する認定	(医療政策総室) 5
○障害者自立支援法に基づく指定事業者の指定事項の変更	(障害者支援総室) 5
○平成 20 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 NOC 監視運営保守業務委託に係る一般競争入札	(情報企画課) 5
○大津都市計画道路事業の事業認可	(都市計画) 6
○道路の区域変更	(道路保全課) 6
公 告	
○土地改良区の解散認可	(農村計画・技術管理課) 7
○平成 20 年度及び平成 21 年度において治山・林道事業における測量、設計・コンサルタント又は現場業務委託に係る指名競争入札	(") 7
○県営土地改良事業計画の変更	(") 12
○開発行為工事完了公告	(建 築 課) 12
○城南町中央土地区画整理事業に係る定款の変更	(都市計画課) 12
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 12
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見	(") 13
○開発行為工事完了公告	(建 築 課) 14
○平成 20 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 NOC 監視運営保守業務委託に係る一般競争入札	(情報企画課) 14
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見	(商工政策課) 16
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(") 17
登 載 依 頼	
○平成 19 年度熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会	(自然保護課) 17
○熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	(医療政策総室) 18
○八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	(") 18

告 示

熊本県告示第 109 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
株式会社ヴィーヴル ヘルパーステーションヴィーヴル 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	熊本市田迎 1-7-9	熊本市田迎 1-7-20	平成 20 年 1 月 15 日

熊本県告示第 110 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
元気な家 合志市須屋 165 番地 5	株式会社サンコーライフ サポート	平成 20 年 2 月 1 日

熊本県告示第 111 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
元気な家 合志市須屋 165 番地 5	株式会社サンコーライフ サポート	平成 20 年 2 月 1 日

熊本県告示第 112 号

熊本県中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する規程

熊本県中小企業等協同組合法施行規程（平成 19 年熊本県告示第 738 号）の一部を次のように改正する。

「（平成 19 年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）」を「（平成 20 年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 1 号）」に、「（平成 19 年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号）」を「（平成 20 年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 113 号

道路法（昭 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 2 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	221 号	人吉市下漆田町字高松 1634 番 72 地先から 同所 1634 番 2 地先まで	前	28.0 ~ 29.0	9.5	廃道処分
			後	17.0 ~ 18.0	9.5	
主要地方道	本渡牛深線	天草市久玉町字小入道 4643 番 3 地先から 同所 4644 番地先まで	前	6.9 ~ 12.4	57.0	災害防除工事
			後	6.9 ~ 23.2	57.0	
		天草市河浦町宮野河内字黒崎 1431 番 1 地先から 同市深海町字黒崎 1 番地先まで	前	5.9 ~ 18.3	97.1	
			後	12.2 ~ 29.7	97.1	

一般県道	神水川尻線	熊本市画図町上無田 548 番地先から	前	3.1 ~ 6.4	256.5	旧道移管
		同所 443 番 2 地先まで	後	0.0	0.0	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 2 月 13 日

熊本県告示第 114 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 2 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	389 号	玉名郡長洲町大字長洲字新山 767 番 1 地先から	前	9.7 ~ 10.2	180.0	街路
		同所 774 番 1 地先まで	後	9.7 ~ 25.2	180.0	
主要地方道	荒尾長洲線	玉名郡長洲町大字長洲字下四丁目 1953 番 1 地先から	前	0.0	0.0	
		同町大字長洲字新山 758 番 4 地先まで	後	12.4 ~ 41.2	1810.0	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 2 月 13 日

熊本県告示第 115 号

平成 13 年 4 月 1 日熊本県告示第 279 号の 10（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表中

熊本県非常勤職員採用試験 (県庁受付業務嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	広報課	を
-----------------------------	---	------------	-----	---

熊本県非常勤職員採用試験 (県庁受付業務嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	広報課	に
熊本県非常勤職員採用試験 (庶務事務集中化業務嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	総務事務センター	

改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（情報公開総合窓口受付）の項及び熊本県非常勤職員採用試験（公印及び文書管理業務）の項中「合計得点及び合計順位」を「得点及び順位、」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（複写及び印刷管理業務員）の項中「受験者に対して総合得点及び総合順位」を「1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位」に改め、同表中

熊本県非常勤職員採用試験 (健康サポート事務補助員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	職員課	を
-------------------------------	---	------------	-----	---

「 熊本県非常勤職員採用試験 (健康サポート事務補助員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	職員課	に
熊本県非常勤職員採用試験 (共済事務嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	職員課	
「 熊本県非常勤職員採用試験 (福祉総合相談所児童保護費負担金徴収専門員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	健康福祉政策課	を
「 熊本県非常勤職員採用試験 (福祉総合相談所児童保護費負担金徴収専門員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	健康福祉政策課	に
熊本県非常勤職員採用試験 (福祉総合相談所里親対応嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	健康福祉政策課	
「 熊本県非常勤職員採用試験 (観光物産展示室運営)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	大阪事務所	を
「 熊本県非常勤職員採用試験 (観光物産展示室運営)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	大阪事務所	に
熊本県非常勤職員採用試験 (観光物産関係業務)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	福岡事務所	
「 熊本県非常勤職員採用試験 (農業大学校研修部関係業務補助員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	農業経営課	を
「 熊本県非常勤職員採用試験 (農業大学校研修部関係業務補助員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	農業経営課	に
熊本県非常勤職員採用試験 (環境保全型農業関係事務嘱託員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	農業技術課	
「 熊本県非常勤職員採用試験 (森林計画情報処理嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	森林整備課	を

熊本県非常勤職員採用試験 (森林計画情報処理嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	森林整備課
熊本県非常勤職員採用試験 (森林関係登記嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	森林整備課

改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（土砂災害警戒区域等指定業務補助嘱託員）の項中「受験者に対して総合得点及び総合順位」を「1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位」に改め、同表に次のように加える。

熊本県企業局非常勤職員採用試験 (遠方監視制御業務関係嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	企業局総務経営課
------------------------------------	---	------------	----------

熊本県告示第 116 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同省令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
上天草市立 上天草総合病院	上天草市龍ヶ岳町高戸 1419 番地 19	平成 20 年 2 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで
天草市立 牛深市民病院	天草市牛深町 3050 番地	平成 20 年 2 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで
天草第一病院	天草市今釜新町 3413 番地の 6	平成 20 年 2 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで
健康保険 天草中央総合病院	天草市東町 101 番地	平成 20 年 2 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで

熊本県告示第 117 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
株式会社日本エルダリーケアサービス げんき介護神水 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の名称	株式会社クリスタル介護センター神水サービスセンター	げんき介護神水	平成 20 年 1 月 1 日

熊本県告示第 118 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達する特定役務の名称及び数量
平成 20 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 NOC 監視運営保守業務委託 一式
- 2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350
ダイヤルイン 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 20 年 2 月 13 日（水）から平成 20 年 3 月 5 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、登録日から平成 21 年 9 月 30 日まで

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日まで行う。

熊本県告示第 119 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第 62 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 施行者の名称 大津町

2 都市計画事業の種類及び名称 大津都市計画道路事業 3・5・7 号駅前楽善線

3 事業施行期間 平成 20 年 2 月 13 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

4 事業地 収容の部分 熊本県菊池郡大津町大字室字門出、字東道免、大字大津字土井の内及び字南楽善地内
使用の部分 熊本県菊池郡大津町大字室字門出地内

熊本県告示第 120 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 2 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	小島新町線	熊本市横手一丁目 1121 番地先から	前	16.0 ~ 27.0	23.5	暫定道路取付
		同所 1138 番地先まで	後	16.0 ~ 30.6	23.5	
	熊本市横手四丁目	538 番 3 地先から	前	8.5 ~ 25.0	77.8	交差点改良
		同所 639 番 2 地先まで	後	8.5 ~ 27.0	77.8	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 2 月 13 日

公 告

熊本県公告第 91 号

熊本市に事務所を置く野田町土地改良区理事長吉永洋から申請のあった土地改良区の解散について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 2 項の規定に基づき平成 20 年 2 月 1 日付けで認可したので、同条第 3 項の規定に基づき公告する。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 92 号

平成 20 年度及び平成 21 年度において治山・林道事業における測量、設計・コンサルタント又は現場技術業務委託に係る指名競争入札参加希望者を把握するため、別表 1 又は別表 2 に定める技術者に該当する者を有し、治山又は林道事業に係る測量、設計・コンサルタント又は現場技術業務委託の指名を希望する者は、別記書類を提出されたい。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 対象者
平成 20 年度及び平成 21 年度熊本県競争入札参加資格を有する者（熊本県土木部監理課登録）又は同資格を有する見込みのある者
- 2 提出方法
持参又は郵送（簡易書留によること。）
- 3 提出期限
平成 20 年 3 月 10 日（郵送の場合は、平成 20 年 3 月 10 日消印有効）
- 4 提出先
(1) 持参の場合 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 9 階農林水産部
農村計画・技術管理課 技術管理室
(2) 郵送の場合 〒 862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県農林水産部農村計画・技術管理課 技術管理室
- 5 提出書類及び部数

	提出書類等	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務の委託に係る指名競争入札参加希望者調査表 (別記様式 1)	1 部
2	技術者経歴書 (別記様式 2)	1 部
3	測量・設計等実績調書 (別記様式 3)	1 部
4	資格の登録を証する書面の写し	1 部
5	切手を貼付した返信用封筒	1 部

- 6 結果通知
平成 20 年 3 月 31 日までに文書で通知する予定。
- 7 問い合わせ先
熊本県農林水産部農村計画・技術管理課 技術管理室林務水産技術班 電話 096-333-2426
- 8 その他
様式等については、県庁ホームページから入手できます。

別表1 技術者該当区分（治山事業関係）

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が3年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量に従事した期間が3年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が2年以上ある者
測量技師補	測量士補の登録を受けた後、森林土木部門の測量に従事した期間が3年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が2年以上ある者

(2) 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算5年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上ある者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が32年以上ある者</p>
主任技師	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算5年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門</p>

	<p>の職務に従事した期間が8年以上ある者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者</p>
技師A	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算4年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上ある者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上ある者</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者</p>

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、森林土木部門に関する5年以上の実務経験を有する者で、治山に関する実務経験（治山工事における現場代理人の経験を含む。）が4年以上あるもの</p> <p>3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、治山に関する実務経験が4年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する13年以上の実務経験を有する者</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する17年以上の実務経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有していると認められる者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門に関する20年以上の実務経験を有する者</p>

別表2 技術者該当区分（林道事業関係）

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上ある者
測量技師補	測量士補の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上ある者

(2) 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上ある者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が32年以上ある者</p>
主任技師	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p>

	<p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者</p>
技師A	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上ある者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上ある者</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者</p>

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、森林土木部門に関する5年以上の実務経験を有する者</p> <p>3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号にいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた後、森林土木部門に関する4年以上の実務経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する13年以上の実務経験を有する者</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する17年以上の実務経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有していると認められる者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門に関する20年以上の実務経験を有する者</p>

熊本県公告第 93 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営錦第二地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗きょ排水、客土）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営錦第二地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗きょ排水、客土）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 2 月 14 日から平成 20 年 3 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
人吉市役所
錦町役場

熊本県公告第 94 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字北沖野 5730 番 9 及び 5827 番 3 の一部
506.56 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字原水 5830 番地 5
園田 重則
園田 松子

熊本県公告第 95 号

城南町中央土地区画整理組合の定款の変更について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 城南町中央土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成 10 年 10 月 8 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区
熊本県下益城郡城南町大字今吉野字上中須の全部
同町大字今吉野字東原、字中原及び字西原の各一部
同町大字宮地字鬼熊、字宮本、字新御堂及び字溝口の各一部
同町大字舞原字今原の一部
同町大字隈庄字松ノ平の一部
- 4 事業所の所在地 下益城郡城南町大字宮地 1437 番地 1
- 5 設立認可の年月日 平成 10 年 10 月 8 日
- 6 変更認可の年月日 平成 20 年 2 月 4 日

熊本県公告第 96 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル八代店（仮称）
八代市新開町三号 3 番 25 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
(1) 設置する者
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男
福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号
(2) 小売業を行う者

- 株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田久男
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成20年10月1日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,811平方メートル
 - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
289台
 - (2) 駐輪場の収容台数
56台
 - (3) 自動二輪車駐車場の収容台数 4台
 - (4) 荷さばき施設の面積
421平方メートル
 - (5) 廃棄物等の保管施設の容量
39立方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
 - 7 届出年月日
平成20年1月31日
 - 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
平成20年2月13日から平成20年6月13日まで

熊本県公告第97号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項及び第2項の規定に基づき平成19年9月10日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により芦北町及び芦北町の区域内に居住する者から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成20年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロッキー芦北店
葦北郡芦北町大字芦北字西割南2276番地ほか
- 2 市町村意見の概要
 - (1) 駐車場の照明が深夜においても明るいために、中・高校生の溜まり場となる可能性があるため、閉店後は駐車場に施錠して管理してほしい。
 - (2) 国道3号線の交通渋滞が心配されるため、店舗への侵入車輛の誘導・警備など、その対応を実施してほしい。また、交通事故等が多発する可能性があるため、十分な配慮をお願いします。
 - (3) 児童の通学路となっているため、安全面での配慮をお願いします。
 - (4) 店舗放送や音楽（BGM）などの音が周りの迷惑にならないようお願いします。
 - (5) 午後0時30分から午後3時頃までは、隣接する保育園の午睡の時間であるため、店舗の騒音はなるべく低く抑えてください。
 - (6) 事業活動を行うにあたっては、環境への影響に深い注意を払い、自ら進んで快適な環境創造を図るとともに、町が実施する環境施策に協力するよう努めること。事業活動によって生じるごみ（一般廃棄物に分類されるごみ）の処分は、芦北町一般廃棄物条例の規定を遵守すること。
 - (7) 廃棄物保管の場所を変更し、衛生管理については十分な配慮をお願いします。
 - (8) 照明の消灯時間については、適切な配慮をお願いします。
 - (9) 人の出入りが多数見込まれるため、犯罪等の問題発生も考えられますので、営業時間（特に夜間）などその防止に十分な配慮をお願いします。また、営業上の排水等による異臭・悪臭の防止に努めてほしい。
- 3 市町村の区域内に居住する者からの意見の概要
 - (1) 出店により、町内にあるほとんどの店舗で販売商品が競合する。それだけに人の流れが大きく変わり、出店店舗周辺的生活環境に与える影響は大きく計り知れないと思われる。
 - (2) 出店により、これまでの交通事情が大幅に変わる可能性がある。大変通行量の多い国道3号線から店のアクセス道路が1か所で、しかも大変狭いが、通行者への悪影響はないのか。

- (3) 芦北町商工会にて行う各種事業については、積極的に協力をお願いしたい。
(4) 納入業者については、地元業者を優先的に活用していただくようお願いしたい。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び芦北地域振興局総務振興課
平成 20 年 2 月 13 日から平成 20 年 3 月 13 日まで

熊本県公告第 98 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇市黒川字尾西 2099 番 1、同 2099 番 2、同 2099 番 3、同 2099 番 4、同 2099 番 5、同 2099 番 6、同 2099 番 7、同 2100 番、同 2102 番、同 2145 番、同 2146 番、同 2147 番 1、同 2147 番 3 の一部、同 2148 番の一部、同 2149 番の一部、同 2149 番 2、同 2150 番 1、同 2163 番 2、同 2171 番、同 2173 番 2、同 2174 番、同 2175 番、同 2176 番、同 2176 番 2、同 2177 番、同 2177 番 2、同 2178 番 1、同 2179 番、同 2180 番、同 2181 番、同 2182 番、同 2183 番、同 2184 番、同 2185 番の一部、同 2185 番 2、同 2186 番、同 2186 番 1、同 2187 番 1、同 2187 番 2、同 2188 番、同 2189 番、同 2190 番、同 2191 番の一部及び里道の一部
48,658.71 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
阿蘇市黒川 2163 番地
株式会社阿蘇熊牧場

熊本県公告第 99 号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 委託業務の名称
平成 20 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 NOC 監視運営保守業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
- ア 入札金額は、平成 20 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 NOC 監視運営保守業務に要する費用とする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目情報処理業務取扱業種情報システム全般の設計、開発、維持管理等に登録された者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の（4）の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 20 年 2 月 13 日（水）から平成 20 年 3 月 5 日（水）までの日（県の休日を除

- く。)の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出場所
4に記載のとおり。
- (3) 提出方法
4に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課管理班(熊本県庁行政棟新館9階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 3085
ダイヤルイン 096-333-2143
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり。
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成20年2月13日(水)から平成20年3月24日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
イ 交付場所
4に記載のとおり。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成20年2月20日(水)午後1時30分から
イ 場所
熊本県地域振興部情報企画課内(県庁行政棟新館9階)
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
ア 日時
平成20年3月25日(火)午後1時30分
イ 場所
熊本県地域振興部情報企画課内(県庁行政棟新館9階)
ウ 入札書の提出方法
持参するものとする。ただし、持参することができないときは、4に記載の場所に平成20年3月24日(月)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、5の(4)のアに掲げる入札の日時までに見積もった契約希望金額に100分の5を乗じた額以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込

をしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込をした者であっても落札者とならない場合がある。

(5) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から 7 日以内とする。

ウ 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から 7 日以内とする。

(6) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(7) その他詳細は、入札説明書による。

(8) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

(1) Nature and quantity of service to be contracted

Kumamoto Wide Area Network operation and management service

(2) Period for fulfillment of the contracted service

April 1 2008 to March 31 2009

(3) Location

Kumamoto Prefectural Office

Places specified by the bidding officer

(4) Date and place to submit bidding proposal

March 25 2008 1:30 p.m.

Information and Planning Division

(5) Date by which bidding proposal must be received

March 24 2008

(6) Language and currency to be used for bidding

Japanese language and currency only

(7) Name of the department in charge of this bidding contract

Information and Planning Division,

Department of Regional and Development Prefectural Office of Kumamoto

6-18-1 Suizenji Kumamoto City

Kumamoto Prefecture 862-8570 Japan

Phone: 096-383-1111 Ext 3085

熊本県公告第 100 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 19 年 9 月 18 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により菊陽町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスト電器光の森店

菊池郡菊陽町津久礼 66-1-1 ほか

2 市町村意見の概要

(1) 災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用若しくは店舗で扱っている範囲の物資と緊急時における提供を行うための協定等について菊陽町との協議を持っていたきたい。

(2) 深夜営業を行う場合、周辺地域の静穏な生活環境を維持するため、防犯や青少年の非行防止への対策に力を入れていただき、又駐車場等への適切な照明の設置や警備員の巡回等の配慮を行っていただきたい。また、光の森自警団の活動等、防犯に対して周辺住民への御理解と御協力をお願いしたい。

(3) 周辺地域への騒音対策として来店者等に対して表示板等による必要不可欠な場合を除くアイドリング防止やクラクション、空ふかし等を行わないこと等を促してい

- ただくと同時に、同店舗においても、BGM や営業宣伝を行う場合は、周辺住民等にとって受忍を超える騒音にならないように配慮していただきたい。
- (4) 駐車場利用時間帯の制限、誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施等運営面での配慮をお願いしたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課
平成20年2月13日から平成20年3月13日まで

熊本県公告第101号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成20年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）菊池複合施設
菊池市西寺1651-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
大和リース株式会社 代表取締役 梶本六夫
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
 - (2) 小売業を行う者
株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野博丈
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番地14号
ほか2者（未定）
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成20年10月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,766平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
73台
 - (2) 駐輪場の収容台数
62台
 - (3) 自動二輪車駐車場の収容台数
6台
 - (4) 荷さばき施設の面積
74平方メートル
 - (5) 廃棄物等の保管施設の容量
9立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成20年1月30日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課
平成20年2月13日から平成20年6月13日まで

登載依頼

熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会公告第1号

平成19年度熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成20年2月13日

熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会
会長 西 岡 鐵 夫

- 1 開催日時
平成 20 年 3 月 3 日（月）
午後 2 時から
- 2 開催場所
熊本県庁行政棟新館 8 階 802 会議室
- 3 議題
(1) シカの保護管理について
(2) サルの保護管理について
(3) イノシシの保護管理について
- 4 傍聴人の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県環境生活部自然保護課野生鳥獣班
(096-333-2275)

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。
平成 20 年 2 月 13 日

熊本県阿蘇地域保健推進協議会救急医療専門部会
(阿蘇地域健康危機管理推進会議) 会長

- 1 開催日時
平成 20 年 2 月 25 日（月）午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
阿蘇市内牧 1204
熊本県阿蘇保健所 2 階 会議室
- 3 議題
(1) 第 5 次阿蘇地域保健医療計画（案）における救急医療体制、救急医療の現状と課題等について
(2) 平成 20 年度病院群輪番制病院運営事業（案）について
(3) 新型インフルエンザ対策について
(4) その他
- 4 傍聴人の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
阿蘇市内牧 1204
阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県阿蘇保健所総務企画課)
(電話 0967-32-0535)

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 2 号

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。
平成 20 年 2 月 13 日

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

- 1 開催日時
平成 20 年 2 月 22 日（金）午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分まで
- 2 開催場所
熊本県八代保健所 1 階 第 1 集団指導室（八代総合庁舎 1 階）
- 3 議題
(1) 八代地域病院群輪番制病院の平成 20 年度実施計画について
(2) 救急告示医療機関について
(3) 新型インフルエンザの管内の医療体制指針（案）について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10 名
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

八代市西片町 1660 番地

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局（熊本県八代保健所総務企画課）

（電話 0965-33-3111）

